

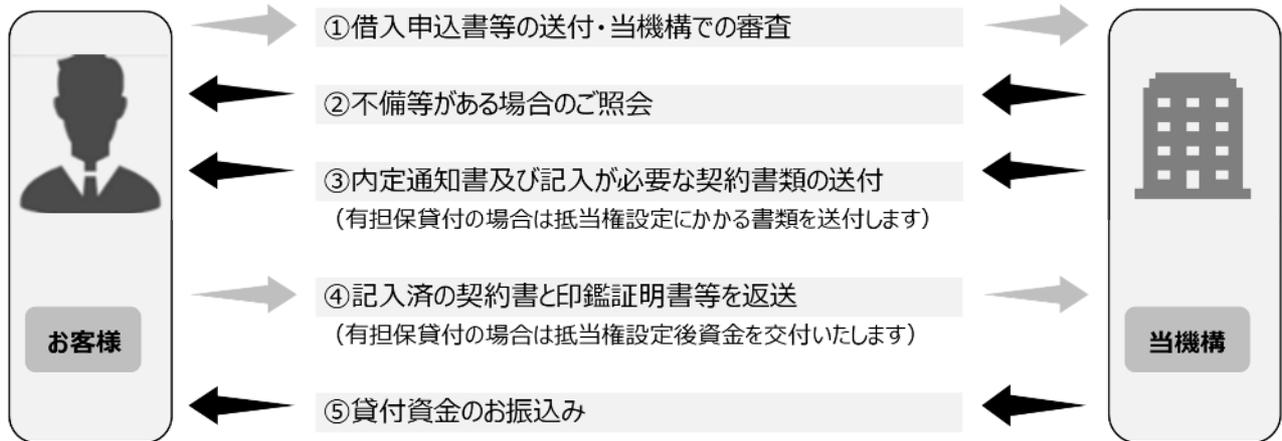
<主な説明項目>

物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金用

<お客様へのお願い>

借入申込書を提出するためには、次の事項についてご理解、ご承認いただく必要があります。

1.ご融資の流れなど



2.融資制度の概要

	融資条件
貸付対象	前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
償還期間	10年以内
据置期間 (元金の支払 猶予期間)	1年6月以内 (経営改善計画をご提出頂いた施設・事業において、職員の処遇改善に資する加算を算定している等により、職員の処遇改善の取り組みを行っている施設・事業は、2年以内となります。)
貸付利率	基準利率▲0.8% (契約締結時における利率が適用されます。なお、経営改善計画をご提出頂いた施設・事業において、職員の処遇改善に資する加算を算定している等により、職員の処遇改善の取り組みを行っている施設・事業は、物価高騰等の影響を受けた月の事業収益の2月分を上限に2年間無利子となります。)
貸付金の 限度額	次のうちいずれか低い額 (ただし、経営改善計画をご提出頂いた施設・事業において、職員の処遇改善に資する加算を算定している等により、職員の処遇改善の取り組みを行っている施設・事業は、担保評価額×80%となります。) ①物価高騰等の影響を受けた月における費用増額のうち、物価高騰により増加した額 (人件費、減価償却費を除く) の24倍 ②担保評価額×80%
無担保貸付	500万円まで (なお、経営改善計画をご提出頂いた施設・事業において、職員の処遇改善に資する加算を算定している等により、職員の処遇改善の取り組みを行っている施設・事業は、物価高騰等の影響を受けた月の事業収益の2月分を上記の金額と比較し、いずれか高い金額が上限となります。)

3.貸付利率

- (1)貸付利率は、契約締結時における利率が適用されます。
- (2)「5.保証人」で説明する「保証人不要制度」を利用する場合には、上記「2.融資制度の概要」で説明した貸付利率に0.05%が上乗せされます。

4.担保

- (1)原則として、土地に抵当権設定をする場合、その上の建物全て及び敷地上の地上権への抵当権設定をいたします。
- (2)経営改善計画をご提出頂いた施設・事業以外の施設・事業かつ有担保の場合で、所要額（物価高騰等の影響を受けた月における費用増額のうち、物価高騰により増加した額（人件費、減価償却費を除く）の24倍）より担保評価額の80%が低い場合は、担保評価額の80%が融資限度額となります。
- (3)無担保融資のご利用をお申込みいただいた場合でも、財務収支状況等により不動産担保のご提供をお願いする場合があります。

5.保証人

- (1)保証人は、『保証人不要制度』又は『連帯保証人方式』をお選びいただけます。ただし、債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。
- (2)保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率を上乗せしてお支払いいただくことで、連帯保証人を不要とする制度です。（参考：現在の上乗せ利率は0.05%となります。）
- (3)連帯保証人方式は、原則として、法人の代表者に保証参加いただけます。
- (4)保証人不要制度で金銭消費貸借契約を締結した場合、その後の連帯保証人方式による契約への変更はできません。

6.融資額

- (1)融資額については、上記「2.融資制度の概要」をご覧ください。
- (2)償還財源（収支差額）の見込みによっては、上記の融資限度額又は借入希望額でのご融資ができない場合があります。

7.償還期間、償還方法

- (1)償還期間は10年以内です。うち据置期間を1年6月以内で設けることができます。（元金の据置期間中であっても利息の支払いは発生します。）なお、「2.融資制度の概要」で説明した施設・事業の場合、それぞれ該当する据置期間を設けることができます。
- (2)元金は据置期間経過後、毎月の元金均等償還となります。
- (3)初回の利息の支払いは、契約日から半年程度後になり、資金の払出し以後、初回の利息の支払い日までの利息をまとめてお支払いいただくこととなります。金額については、契約日後にお送りする償還約定表でご確認いただけます。

8.その他の留意点

- (1)当機構融資制度をご利用いただきましたお客様は、債権管理のために年に一度、決算書に基づく実績報告（事業報告書の提出）を行っていただけます。また、経営改善計画をご提出頂いた施設・事業については、当該貸付の実行年度を含む2会計年度にわたり、各会計年度の決算書類を作成後、経営改善計画書をご提出いただけます。
- (2)償還期限前に任意で借入金の一部（又は全額）について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくとともに、繰上償還額に加えて当機構が算出する「弁済補償金」をお支払いいただけます。
- (3)次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。
 - 貸付金を民間金融機関への借換資金又は転貸等定められた用途以外に使用した場合
 - 貸付金を長期にわたり使用しない場合
 - 虚偽の申告もしくは報告をし、または必要な事実の申告もしくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合、または貸付金について借入を要しないこととなった場合
- (4)反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みの一環として、金銭消費貸借契約証書に暴力団排除条項を設けております。これは、契約時に借入者（債務者）、保証人または担保提供者が過去5年間にわたり暴力団等の反社会的勢力ではないことまたは将来にわたりこれに該当しないことを表明し保証させるとともに、機構に対して不当要求行為等をしていないことを確約させ、これらに反した場合に当機構の判断により繰上償還請求をさせていただくこと等の措置を定めた条項です。

<福祉医療貸付事業にかかる顧客情報の取扱いについて>

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業において、ご提供いただく顧客情報は、下記の目的のために利用いたします。

- 1.ご本人さま確認のため
- 2.ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
- 3.郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 4.市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- 5.（特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）機構の特約火災保険制度に係る事務手続きのためと機構と取扱代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換のため
- 6.（団体信用生命保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）団体信用生命保険に係る事務手続きのためと機構と保険契約者及び引受保険会社との間における情報交換のため
- 7.事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用する場合
 - ※1 顧客情報のほか、融資業務において知り得たお客さまの情報についても、上記と同様の目的・用途で利用させていただきます。
 - ※2 業務上知り得たお客さまに関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要になった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp/>）「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。

◆融資制度等についてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

東京本部 福祉審査課 TEL：03-3438-9298

東京本部 NPO リソースセンター NPO 支援課 TEL:03-3438-4756（NPO 法人のお客さま）